

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第2号

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成19年岩手県規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人）</p> <p>第4条 条例第2条第4項の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第55条</u>に規定する一般地方独立行政法人</p> <p>（5）～（7） [略]</p>	<p>（県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人）</p> <p>第4条 条例第2条第4項の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第8条第3項</u>に規定する一般地方独立行政法人</p> <p>（5）～（7） [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。